

## 放置自転車対策の強化について

👉 放置自転車の削減を図り、快適な歩行環境を確保するため、中央区自転車活用推進計画（令和6(2024)年3月）に基づき、駐輪場の利便性向上や放置自転車の取締り強化などを行う。

### 1 放置自転車対策

#### (1) 区立駐輪場の定期利用の要件緩和

区立駐輪場の定期利用の要件は、最寄りの駅からおおむね直線距離で三百メートル以上離れていることとしているが、この要件を緩和することにより、駐輪場の利便性及び利用率向上を図る。

ただし、対象は勝どき駅、月島駅、浜町公園及び築地市場駅各地下駐輪場とし、一定程度の空きがある場合とする。

#### (2) 注意札取付期間の短縮

「中央区放置自転車処理要綱」第3条で規定する「注意札の取付期間」を以下のとおり改正するとともに、立て看板を併用することにより、常習的に放置される自転車や著しく交通支障となる自転車等への取締りの強化を図る。

なお、当面の間、銀座地区で試行的に実施し、その効果を検証する。



## 放置自転車対策の強化について

### (3) 勝どき駅放置禁止区域の追加指定

勝どき駅周辺の駐輪需要及びこれに対応できる周辺の駐輪場台数を基に、下図のとおり放置禁止区域を新たに追加指定することで、勝どき駅周辺の放置自転車への取締り強化を図る。

#### 現 行



#### 改正案



## 2 スケジュール(予定)

令和7年12月頃～ 事前周知（ホームページ、区のおしらせ、現地看板、チラシ等）

令和8年4月1日 施行

【プレス発表】 なし 【議会対応】 環境建設委員会報告（令和7年12月10日）